

## 強化されるFX業者の業務体制

最近市場におけるドル・円の値動きが小さくなっているもの、店頭FX取引の取引額は過去3年間では年間4千兆円を超えている。店頭FX取引のカバー取引は、東京外国為替市場の2～3割を占めるまでになっている（金融審議会資料より）。この取引を仲介するのはFX業者であり、金融審議会「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」において彼らの業務体制強化が議論され、6月13日に報告書が公表された。大きな方向性としては店頭FX業者の決済リスク管理を強化することが示されている。

まず、店頭FX取引に関する規制の沿革を見てみる。

- 1998年4月：外為法（外国為替及び外国貿易法）の改正により、外国為替取引を完全自由化。店頭FX業者が多数参入する契機となる
- 2005年7月：金融先物取引法改正（2007年9月、金融商品取引法に統合）で、FX業者に対する登録義務や財務規制、行為規制を導入
- 2009年8月：金融商品取引業等に関する内閣府令改正で、①顧客から預託を受けた金銭の管理を金銭信託に一本化②ロスカット・ルールの導入及び遵守義務③証拠金のレバレッジ規制（2011年8月～25倍まで）
- 2017年2月：法人のFX取引において、過去の相場変動により証拠金の変動する証拠金規制を導入

次に、店頭FX業者の決済リスク管理強化に向けた対応策が報告書に示されている。

◇ **ストレステストの厳格化**：次のとおりテスト内容を強化する。

- ① 顧客未収金の発生リスク・カバー取引先のリスクを、取引終了時点の建玉で計算しているのを日中最大の建玉残高で計算すること

- ② G-SIFI（Global Systemically Important Financial Institutions：グローバルなシステム上、重要な金融機関）がカバー取引先であっても破綻リスクをゼロとしない（取引所の清算機関との取引はリスク量ゼロ）

- ③ 顧客未収金について、控除する証拠金を実預託証拠金から契約上必要な証拠金に変更

- ④ ストレステストの実施頻度は、年1回から毎日に変更

◇ **取引データの報告充実**：日々の取引データについて、自主規制期間及び当局への報告を義務付ける。報告内容は、約定・注文データ、顧客に提示した価格、カバー取引に加えて約定遅延度合、スリッページ（顧客注文価格と約定価格の差）など。

◇ **レバレッジ規制強化**：10倍程度までに引き下げるといった議論があったが、今回は見送られた。今後、自己資本・ストレステストの拡充の効果を評価した上で、必要な場合、再度検討される。

◇ **未カバーポジションの開示**：未カバーポジションに対し、情報開示や適切なリスク管理がFX業者に求められる。

◇ **ロスカット監視間隔の短縮**：顧客の証拠金維持率が100%を下回った場合の監視間隔は、業界全体として短縮を進めていく。

以上のように店頭FX業者のリスク管理全体は厳格化されることとなるが、自己資本が十分でない業者について、当局が自己資本の積増し又は証拠金率の引き上げ（レバレッジ倍率の引き下げ）等を通じたリスク量の削減を求めるとしている。

現状の店頭FX業者を見ると、カバーする外国為替取引の金額に比して資本が少なく、また業務要員も限られている。今後、リスク管理が厳格化される中で、増資や資本提携が進む可能性が高まるとみられ、同時にリスク管理やストレステスト対応のシステム・人員への投資も必要になってくると予想される。そのために、現在60社程度あるFX取引の専門家は、他の金融機関との業務・資本提携や、同業者間での統合が進むとみられるが、個人の海外投資が拡大する中で、証券会社や金融機関において店頭FX業者との協働を検討していく可能性もある。

### 店頭FX業者への規制強化概要

当局等への報告

ストレステストの厳格化

取引データの報告充実

未カバーポジションの開示

ロスカット監視間隔の短縮

レバレッジ規制強化（今回は見送り）

※問題があれば自己資本積増しや  
レバレッジ引下げ要請へ